

宇城市ふるさと応援寄附返礼品等取扱要領

1 目的

宇城市（以下「市」という。）の魅力や特産品等を広く全国にPRするとともに、ふるさと納税の寄附促進を目的に、寄附者に対して適切なお礼の品（以下「返礼品」という。）を送るため、返礼品の取扱基準を定めるものとする。

2 資格要件

ふるさと納税の返礼品に係る物品及びサービス等を提供できる事業者等（以下「提供事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、各号の要件を満たす者であっても、市が提供事業者として適当でないと判断した場合及び返礼品として適当でないと判断した場合は、申込みを拒否することができる。

- (1) 各種法令等に適合した生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 市内に事業所等（工場を含む）がある企業又は個人事業者であること。ただし、市外の事業所等であっても市内での生産、製造、加工又は市内の原材料の使用を積極的にPRできる場合や別に認定された県産品を取り扱う場合はこの限りでない。
- (3) 電子メール及びインターネットが使用できる設備環境を備えていること。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 国税及び地方税等に滞納がないこと。

3 返礼品取扱基準

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 「ふるさと宇城市」を懐かしんでいただけるような商品、または、市のPRにつながるような商品であること。
 - イ 市内の地域資源、技術を活用したものであること。
 - ウ 市内で生産、製造、加工されているもの又は市内の原材料を使用しているものであること。
 - エ サービスの場合は、市内で提供されるものであること。
 - オ 熊本県が認定した県産品であること。
- (2) 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品などの場合は、提供期間内に安定供給ができるものであること。
- (3) 食品については、商品到着後数日程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (4) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- (6) 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
- (7) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- (8) 公序良俗に反しないものであること。
- (9) ふるさと納税制度の趣旨に反しないものであること。
- (10) その他、換金性の高いプリペイドカード等や高額な返礼品でないこと。

4 届け出義務

次のいずれかに該当するときは、提供事業者は遅滞なく市又はふるさと納税に係る業務を代行する業者（以下「受託者」という。）に届けなければならない。

- (1) 商品の発送に問題が生じたとき。
- (2) 商品が在庫不足又は販売中止になったとき。
- (3) 商品の品質に問題が生じ、又は発送過程で事故等が生じたとき。
- (4) 産地、製造者等の表示ラベルの内容に変更が生じたとき。
- (5) 返礼品等に係る価格、提供時期等に変更が生じたとき。
- (6) その他この要領に定める事項に適合しないと認められるとき。

5 ふるさと納税事務の委託

市が受託者に委託する場合、事業所の登録や返礼品等の申込み、手続き等に関する業務は、原則、受託者を通じて行うものとする。

6 申込方法

- (1) 提供事業者は、市又は受託者が別途定める方法により申し込むものとする。
- (2) 受付は原則随時行うものとするが、当該月毎に制限する場合もある。
- (3) 申込受付を停止している返礼品の受付を再開する場合は、少なくとも1か月前までにあらかじめ市又は受託者が定める方法により、再開する旨の連絡を市又は受託者に対して連絡を行うものとする。

7 寄附金額に対する返礼品の価格等

寄附金額に対する返礼品の価格帯は、製品原価及び梱包料（資材費＋作業費等含む）、消費税及び地方消費税をすべて含んだ価格で、市が寄附金額に応じた価格帯を定めるものとするが、その価格は寄附金額の3割以下とする。

なお、発送費用は実費分を市が負担するものとする。

8 取扱中止

市は、次に掲げる要件のいずれかに該当したときは、返礼品の取扱を中止することができる。

- (1) 内容、規格等に虚偽があったとき。
- (2) 資格要件及び返礼品取扱基準に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市、寄附者又はその他関係機関に損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) 返礼品の取扱開始後、概ね3年以上の期間にわたり、返礼品の取扱実績がないとき。
- (5) 4の各号に規定する事項に関する届け出がないとき。

9 その他

- (1) 一度登録された返礼品の数量、サイズ、商品代金等の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、変更しなければ返礼品の提供が困難な場合は、市及び受託者と提供事業者間で別途協議の上、対応する。
- (2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、受託者と連携し、真摯に対応して解決に努めなければならない。なお、品質等に関する苦情等の対応や補償、発送等に要する費用について、原則、市は負担しない。
- (3) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。